を「平成26年旧措置法第68条の10第１項第１号ハ（」に、「(第68条の10第１項第１号ハ」を「(平成26年旧措置法第68条の10第１項第１号ハ」に、「第68条の10第６項（償却費）(同条第１項第１号ハ」を「平成26年旧措置法第68条の10第６項（償却費）(同条第１項第１号ハ」に、「第68条の10第６項（同条第１項第１号ハ」を「平成26年旧措置法第68条の10第６項（同条第１項第１号ハ」に、「第68条の10第１項第１号ニ、平成25年旧措置法第68条の10第１項第１号ハ、平成24年旧措置法第68条の10第１項第１号ロ又は平成23年12月旧措置法第68条の10の２第１項第１号ロ（償却費」を「第68条の10第１項第１号ハ、平成26年旧措置法第68条の10第１項第１号ニ、平成25年旧措置法第68条の10第１項第１号ハ又は平成24年旧措置法第68条の10第１項第１号ロ（償却費」に、「第11項（特別償却準備金)(第68条の10第１項第１号ニ、平成25年旧措置法第68条の10第１項第１号ハ、平成24年旧措置法第68条の10第１項第１号ロ又は平成23年12月旧措置法第68条の10の２第１項第１号ロ」を「第11項（特別償却準備金)(第68条の10第１項第１号ハ、平成26年旧措置法第68条の10第１項第１号ニ、平成25年旧措置法第68条の10第１項第１号ハ又は平成24年旧措置法第68条の10第１項第１号ロ」に、「第12項(特別償却準備金)(第68条の10第１項第１号ニ」を「第12項（特別償却準備金)(第68条の10第１項第１号ハ、平成26年旧措置法第68条の10第１項第１号ニ」に、「又は平成23年12月旧措置法第68条の10の２第１項第２号イ（償却費」を「(償却費」に、「第11項（特別償却準備金)(平成25年旧措置法第68条の10第１項第２号イ又は平成23年12月旧措置法第68条の10の２第１項第２号イ」を「第11項（特別償却準備金)(平成25年旧措置法第68条の10第１項第２号イ」に、「、平成25年旧措置法第68条の10第１項第２号ロ又は平成23年12月旧措置法第68条の10の２第１項第２号ロ（償却費」を「又は平成25年旧措置法第68条の10第１項第２号ロ（償却費」に、「第11項（特別償却準備金)(第68条の10第１項第２号、平成25年旧措置法第68条の10第１項第２号ロ又は平成23年12月旧措置法第68条の10の２第１項第２号ロ」を「第11項（特別償却準備金)(第68条の10第１項第２号又は平成25年旧措置法第68条の10第１項第２号ロ」に改め、同表エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「平成25年旧措置法第68条の10第２項、」を「平成26年旧措置法第68条の10第２項、平成25年旧措置法第68条の10第２項又は」に改め、「又は平成23年12月旧措置法第68条の10の２第２項」を削り、「平成25年旧措置法第68条の10第３項」を「平成26年旧措置法第68条の10第３項、平成25年旧措置法第68条の10第３項」に改め、同表中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却の項中「又は平成24年旧措置法第42条の６第１項第１号」を削り、同項中

第68条の41第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）（第68条の11第１項（第42条の６第１項第４号))	10041	法規別表十六(九)「９」金額

を

第68条の41第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）（第68条の11第１項（第42条の６第１項第４号))	10041	法規別表十六(九)「９」の欄の金額
第68条の11第２項（償却費）	10470	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄、別表十六(四)「28」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額
第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金)(第68条の11第２項)	10471	法規別表十六(九)「８」の欄の金額
第68条の41第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）（第68条の11第２項）	10472	法規別表十六(九)「９」の欄の金額
第68条の11第３項又は第４項（償却費）	10473	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄、別表十六(四)「28」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額
第68条の11第５項（特別償却準備金）	10474	法規別表十六(九)「８」の欄の金額

の欄の

」に改め、同表中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項を次のように改める。

中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第68条の11第７項又は平成26年旧措置法第68条の11第２項	10042	法規別表六の二(九)「39」の欄の金額
	第68条の11第８項	10475	法規別表六の二(九)「43」の欄の金額
	第68条の11第９項又は平成26年旧措置法第68条の11第３項	10043	法規別表六の二(九)「51」の欄の金額

様式第二の記載要領第四号の表事業基盤強化設備等を取得した場合の特別償却の項及び事業基盤強化設備等を取得した場合の法人税額の特別控除の項を削り、同表沖縄の観光地形成促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項から沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項までを次のように改める。

沖縄の観光地形成促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	平成26年旧措置法第68条の13第１項（平成26年旧措置法第42条の９第１項の表の第１号）	10389	法規別表六の二(十)「28」の欄の金額
	第68条の13第１項（第42条の９第１項の表の第１号）	10476	
沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	平成26年旧措置法第68条の13第１項（平成26年旧措置法第42条の９第１項の表の第２号）	10390	法規別表六の二(十)「28」の欄の金額
	第68条の13第１項（第42条の９第１項の表の第２号）	10477	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	平成26年旧措置法第68条の13第１項（平成26年旧措置法第42条の９第１項の表の第３号）	10391	法規別表六の二(十)「28」の欄の金額
	第68条の13第１項（第42条の９第１項の表の第３号）	10478	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	平成26年旧措置法第68条の13第１項（平成26年旧措置法第42条の９第１項の表の第４号）	10392	法規別表六の二(十)「28」の欄の金額
	第68条の13第１項（第42条の９第１項の表の第４号）	10479	